

令和8年度 市民税・県民税税制改正 のお知らせ

課税課 ☎ 65-1224

令和8年度市民税・県民税(以下、個人住民税)に関する税制改正は主に次の3点です。
 これらの改正は令和8年1月1日に施行され、令和7年中（1月1日～12月31日）
 の収入に対して課税される令和8年度の個人住民税から適用されます。



詳細はこちら

①給与所得控除の見直し

給与所得控除の金額が給与収入金額190万円以下については、最低保障額が55万円か65万円に引き上げされました。

給与の収入金額	給与所得控除	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		給与収入×40%－10万円
180万円超 190万円以下		給与収入×30%+8万円

※家内労働者などの特例における必要経費に算入する金額の最低保障額についても、55万円から65万円に引き上げられます。

②大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設

所得割の納稅義務者が特定親族（注1）を有する場合には、その所得割の納稅義務者から（特定親族の合計所得金額に応じ）最高45万円を控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

（注1）特定親族とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族など（その納稅義務者の配偶者および青色事業専従者などを除く）で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の者をいいます。

※合計所得金額が58万円を超える場合は、税法上の扶養親族には該当しません。

	特定親族の合計所得金額	改正後	改正前
特定扶養控除	48万円以下	45万円	45万円
	48万円超 58万円以下		
(新設) 特定親族特別控除	58万円超 95万円以下	0円	0円
	95万円超 100万円以下		
	100万円超 105万円以下		
	105万円超 110万円以下		
	110万円超 115万円以下		
	115万円超 120万円以下		
	120万円超 123万円以下		

**③扶養親族等の所得要件の改正**

同一生計配偶者および扶養親族などに係る所得要件が10万円引き上げられました。

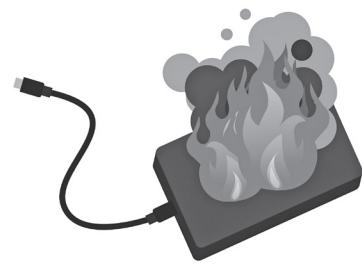
特所得要	改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額		
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額など	58万円以下	48万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額など		
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生控除の対象となる学生などの合計所得金額	85万円以下	75万円以下

「不燃ごみ」から「有害ごみ」に変更になりました。

絶対に「燃やすごみ」に混入することのないようお願いします。

多くの人が毎日持ち歩いている小型で便利なモバイルバッテリーの発火事故が全国的に問題になっており、市にも処分方法の問い合わせが増えています。

モバイルバッテリーの発火は、主にリチウムイオン電池の劣化、外部からの衝撃や圧力、環境変化、そして粗悪な製品の使用が原因で発生します。膨張などの劣化が見られたら早めに買い替える、落下や圧力を避け、直射日光の当たる場所や高温になる車内などに放置しない、電気用品安全法の基準を満たしたPSEマーク付き製品を選ぶなど、事故を未然に防ぐ行動が大切です。



処分方法は次のいずれか

「有害ごみ」（年4回程度）の日に、単体で透明の袋に入れてごみステーションに出します。

破損・水ぬれ・膨張したものも対象です。自宅内に長期間置いておくのが気になる人は、コンビニなどで500円の「搬入ごみ処理券」（モバイルバッテリーを含む50kgまで500円）を購入し、清掃センターに持ち込んでください。なお、内蔵型でバッテリーを容易に取り外せない製品で30cm以下は「不燃ごみ」、30cmを超えるものは「大型ごみ」です。

一般社団法人JBRCのHPでは、回収してくれる「市内協力店」を検索することができます。

ただし、JBRC会員企業製のもの、破損・水ぬれ・膨張していないものに限ります。また、携帯電話・スマートフォンへの充電を主機能とするモバイルバッテリーのみを対象とした本体回収になります。

詳細はこちら▶



令和8年度 軽自動車税（種別割）税率（年額）のお知らせ

課税課 ☎ 65-1224

▼三輪と四輪以上の軽自動車

軽自動車 車種区分 (排気量 660cc 以下)		税率（年額）		
		新車新規登録時期		
		① 13年経過 H25.3以前 (※1)	② H27.3以前 (①を除く)	③ H27.4以降
三輪		4,600円	3,100円	3,900円
四輪以上	乗用 営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	乗用 営業用	4,500円	3,000円	3,800円
	自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※1 電気、天然ガス、メタノール、および混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車の税率は②または③です。

令和7年度中に新車新規登録した三輪および四輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境性能負荷の小さいものについて、令和8年度に限りグリーン化特例（軽課）が適用されます。

また、原動機付自転車および二輪車などに係る税率表についても詳しくは市ホームページをご覧ください。

市HP▶

